

第1800号  
令和4年10月15日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

### ◎最高裁判所判例要旨

1

(民事)

- 国が、津波による原子力発電所の事故を防ぐために電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）40条に基づく規制権限を行使しなかったことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとはいえないとされた事例  
(令和3年(受) 第342号・令和4年6月17日 第二小法廷判決 破棄自判)

- 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の事件において選任された財産の管理者が家庭裁判所に提出したその管理すべき財産の目録及び財産の状況についての報告書は、上記保全処分の事件の記録に当たるか  
(令和3年(許) 第13号・令和4年6月20日 第一小法廷決定 異却)

- インターネットを利用して短文の投稿をすることができる情報ネットワークにおいてある者のプライバシーに属する事実を掲示するメッセージが投稿された場合にその者が上記情報ネットワークの運営者に対して上記メッセージの削除を求めることができるとされた事例  
(令和2年(受) 第1442号・令和4年6月24日 第二小法廷判決 破棄自判)

- 被害者の有する自賠法16条1項の規定による請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超える場合において、自動車損害賠償責任保険の保険会社が国の上記請求権の行使を受けて国に対しても支払の効力  
(令和3年(受) 第1473号・令和4年7月14日 第一小法廷判決 破棄自判)

- 宮古島市水道事業給水条例（平成17年宮古島市条例第215号）6条3項の趣旨

(令和3年(才) 第555号、第556号、同年(受) 第678号、第679号・令和4年7月19日 第三小法廷判決  
破棄差戻し)

(刑事)

- 他人の物の非占有者が業務上占有者と共に横領した場合における非占有者に対する公訴時効の期間

(令和3年(あ) 第821号・令和4年6月9日 第一小法廷判決 破棄自判)

- 捜査機関による押収処分を受けた者の還付請求が権利の濫用として許されないとされた事例  
(令和4年(し) 第25号・令和4年7月27日 第一小法廷決定 異却)

### ◎記事

4

- 人事異動（9月18日～10月12日）

### ◎最高裁判所通達・最高裁判所通知・政令

5

- 「課に置く係について」の一部改正について
- 「課長補佐の設置について」の一部改正について
- 民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

# 最高裁判所判例要旨

## 民事

○国が、津波による原子力発電所の事故を防ぐために電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）40条に基づく規制権限を行使しなかったことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとはいえないとした事例

令和3年（受）第342号  
令4・6・17二小判 破棄自判  
民集76巻5号本誌1794号

電力会社が設置し運営する原子力発電所の原子炉に係る建屋の敷地に地震に伴う津波が到来し、上記建屋の中に海水が浸入して上記原子炉に係る原子炉施設が電源喪失の事態に陥った結果、上記原子炉施設から放射性物質が大量に放出される原子力事故が発生した場合において、次の(1)～(6)など判示の事情の下では、経済産業大臣が上記発電所の沖を含む海域の地震活動の長期評価に関する文書を前提に電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）40条に基づく規制権限を行使して津波による上記発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを上記電力会社に義務付けていれば上記原子力事故又はこれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできず、国が、経済産業大臣が上記の規制権限を行使しなかつたことを理由として、上記原子力事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染された者に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということはできない。

- (1) 上記原子力事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤、防波堤等の構造物を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。
- (2) 上記原子力事故以前に、津波により上記敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤、防波堤等の構造物を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方方が有力であったことはうかがわれず、その他、上記原子力事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不

十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。

- (3) 上記原子力事故以前に上記電力会社の委託により上記文書に基づいて行われた上記発電所に到来する可能性のある津波の試算は、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であった。
- (4) 上記文書が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、現実に発生した地震の規模は、津波マグニチュード9.1であった。
- (5) 上記の試算された津波による上記建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、現実に到来した津波による上記建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んだ。
- (6) 上記の試算された津波の高さは、上記建屋の敷地の南東側前面において上記敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては上記敷地の高さを超えることはなく、上記津波と同じ規模の津波が上記発電所に到来しても、上記敷地の東側から海水が上記敷地に浸入することは想定されていなかつたが、現実には、津波の到来に伴い、上記敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が上記敷地に浸入した。

（補足意見及び反対意見がある。）

○保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の事件において選任された財産の管理者が家庭裁判所に提出したその管理すべき財産の目録及び財産の状況についての報告書は、上記保全処分の事件の記録に当たるか

令和3年（許）第13号  
令4・6・20一小決棄却  
民集76巻5号本誌1794号

保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の事件において選任された財産の管理者が家庭裁判所に提出したその管理すべき財産の目録及び財産の状況についての報告書は、上記保全処分の事件の記録には当たらぬ。

○インターネットを利用して短文の投稿をすることができる情報ネットワークにおいてある者のプライバシーに属する事実を掲示するメッセージが投稿された場合にその者が上記情報ネットワークの運営者に対して上記メッセージの削除を求めることができるとされた事例

||| 令和2年(受)第1442号  
令4・6・24二小判 破棄自判  
民集76巻5号本誌1794号

インターネットを利用して短文の投稿をすることができる情報ネットワークにおいて、ある者が建造物侵入の被疑事実により逮捕されたというその者のプライバシーに属する事実を掲示するメッセージの投稿がされた場合に、上記の逮捕の事実が、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいえない犯罪事実に関するものであったとしても、次の(1)~(4)など判示の事情の下においては、上記の者の上記逮捕の事実を公表されない法的利益が上記メッセージを一般の閲覧に供し続ける理由に優越すると認められ、上記の者は、上記情報ネットワークの運営者に対し、上記メッセージの削除を求めることができる。

- (1) 上記逮捕から約8年が経過し、上記の者が受けた罰金刑の言渡しはその効力を失っており、上記メッセージに転載された上記逮捕の事実の報道記事も報道機関のウェブサイトにおいて既に削除されている。
- (2) 上記メッセージは、上記情報ネットワークの利用者に対して上記逮捕の事実を速報することを目的として投稿されたものどうかがわかれ、長期間にわたって閲覧され続けることを想定して投稿されたものであるとは認め難い。
- (3) 上記の者の氏名を条件として上記情報ネットワーク上を検索すると検索結果として上記メッセージが表示される。
- (4) 上記の者は、公的立場にある者ではない。  
(補足意見がある。)

○被害者の有する自賠法16条1項の規定による請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超える場合において、自動車損害賠償責任保険の保険会社が国の上記請求権の行使を受けて国に対してした支払の効力

||| 令和3年(受)第1473号  
令4・7・14一小判 破棄自判  
民集76巻5号本誌1795号

被害者の有する自賠法16条1項の規定による請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超える場合であっても、自動車損害賠償責任保険の保険会社が国の上記請求権の行使を受けて国に対して上記保険金額の限度でした損害賠償額の支払は、有効な弁済に当たる。

○宮古島市水道事業給水条例(平成17年宮古島市条例第215号)16条3項の趣旨

||| 令和3年(オ)第555号、第556号  
同年(受)第678号、第679号  
令4・7・19三小判 破棄差戻し  
民集76巻5号本誌1796号

宮古島市水道事業給水条例(平成17年宮古島市条例第215号)16条3項は、水道事業者である市が、水道法15条2項ただし書(平成30年法律第92号による改正前のもの)により水道の使用者に対し給水義務を負わない場合において、当該使用者との関係で給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を負うものではないことを確認した規定にすぎず、市が給水義務を負う場合において、同義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定ではない。

## 刑事

- 他人の物の非占有者が業務上占有者と共に謀して横領した場合における非占有者に対する公訴時効の期間

|| 令和3年(あ)第821号  
令4・6・9一小判 破棄自判  
刑集76巻5号本誌1793号

他人の物の非占有者が業務上占有者と共に謀して横領した場合、非占有者に対する公訴時効の期間は、刑法252条1項の横領罪の法定刑である5年以下の懲役について定められた5年(刑訴法250条2項5号)である。  
(補足意見がある。)

- 検査機関による押収処分を受けた者の還付請求が権利の濫用として許されないとされた事例

|| 令和4年(し)第25号  
令4・7・27一小決 異却  
刑集76巻5号本誌1796号

検査機関が押収した各押収物には、被押収者らに対する各準強制性交等被疑事件等に関する動画データ等が記録されており、同動画データ等は、被害者とされた女性らに無断で撮影又は録音されたもので、これらが流布された場合には、同人らの名誉、人格等を著しく害し、同人らに多大な精神的苦痛を与えるなどの回復し難い不利益を生じさせる危険性があり、同動画データ等を含めた各押収物の還付を受けられることにより被押収者に著しい不利益が生じていることはうかがわれないなど判示の事情(判文参照)の下では、被押収者が各押収物の還付を請求することは、権利の濫用として許されない。

# 記事

## ◎人事異動

### 定年退官

札幌簡易裁判所判事

桐 忠裕

(9月18日)

長崎地方・家庭裁判所長

片山隆夫

広島高等裁判所岡山支部長

河田泰常

広島高等裁判所岡山支部判事

柴田厚司

広島高等裁判所岡山支部判事

藤原美弥子

依願退官

大久保正道

(以上9月21日)

東京高等裁判所判事

森 英明

札幌地方裁判所長

武笠圭志

東京高等裁判所判事

平田 豊

(以上9月22日)

定年退官

佐竹一夫

(9月24日)

花巻簡易裁判所判事

江寄裕一

宮古簡易裁判所判事

漆原 宏

宮古簡易裁判所判事

(以上9月25日)

仙台簡易裁判所判事

笹野明義

(9月29日)

定年退官

山田陽三

神戸簡易裁判所判事

石井寛明

大津簡易裁判所判事

鈴木浩美

定年退官

内田健太

福岡簡易裁判所判事

丹生谷定利

依願退官

(以上9月30日)

定年退官

名古屋地方裁判所長

大熊一之

(10月5日)

名古屋地方裁判所長

名古屋高等裁判所判事

吉村典晃

名古屋高等裁判所判事

山口地方・家庭裁判所長

杉山慎治

山口地方・家庭裁判所長

神戸地方・家庭裁判所姫路支部長

倉地真寿美

神戸地方・家庭裁判所姫路支部長

増森珠美

京都地方裁判所判事

植田智彦

京都地方裁判所判事

大阪高等裁判所判事

田川晃義

定年退官

鳥栖簡易裁判所判事

(以上10月6日)

鳥栖簡易裁判所判事

中間博文

小倉簡易裁判所判事

出水簡易裁判所判事兼大口簡易裁判所

判事

伊藤雅之

出水簡易裁判所判事兼大口簡易裁判所判

事

福岡簡易裁判所判事

合戸浩一

(以上10月7日)

東京地方裁判所民事次席書記官兼事務局

次長

東京地方裁判所民事次席書記官

小林 中

定年退官

水戸家庭裁判所長

原 道子

(以上10月11日)

水戸家庭裁判所長

岩坪朗彦

福岡高等裁判所判事

久留島群一

福岡高等裁判所判事

宮崎地方・家庭裁判所長

松田典浩

宮崎地方・家庭裁判所長

東京高等裁判所判事

(以上10月12日)

**最高裁判所通達****「課に置く係について」の一部改正について**

今回の一部改正により、令和4年10月11日から東京地方裁判所本庁（中目黒庁舎）に事務課が設置され、同課に庶務係、会計第一係及び会計第二係が置かれることとなりました。これに伴い、経理課管理係、出納第三課管理係、庶務第二課第一係及び同課第二係の分掌事務が変更されました。また、管理課内務係の分掌事務から「文書の使送に関する事務」が削除され、同係並びに同係の事務を引用する管理課管理係及び経理課管理第三係において同事務を行わないこととされました。

**○「課に置く係について」の一部改正について**

（令和4年9月15日最高裁総一第1159号  
高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長  
宛総務局長依命通達）

平成6年7月29日付け最高裁総一第229号総務局長依命通達「課に置く係について」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 別表第1「地方裁判所の事務局」の「用度課」の項の次に次のように加える。

事務課	東京	庶務係、会計第一係、会計第二係
-----	----	-----------------

2 別表第2「管理課」の「内務係」の項を次のように改める。

内務係	役務作業に関する事項
-----	------------

3 別表第2「経理課」の「管理係」の項の3及び同表「出納第三課」の「管理係」の項の7中「及び用度課」を「、用度課及び事務課」に改める。

## 4 別表第2「用度課」の項の次に次のように加える。

事務課	庶務係	1 事務課の庶務に関する事項 2 総務課の文書係の分掌事務に関する事項（公印の保管に関する事項を除く。） 3 総務課の広報係の分掌事務に関する事項 4 総務課の資料係の分掌事務に関する事項（資料室の管理運営に関する事項を除く。） 5 総務課の渉外係の分掌事務に関する事項 （2から5までについては、いずれも知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎における事務に関する事項に限る。） 6 総務課、警務課及び人事課との事務の総合調整に関する事項 7 事務課の他の係に属さない事項
会計第一係		1 知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎の管理に関する事項 2 物品の管理に関する事項 3 保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事項 （2及び3については、いずれも知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎における事務に関する事項に限る。） 4 経理課、出納第一課、出納第二課、出納第三課及び用度課との事務の総合調整に関する事項
会計第二係		会計課の保管金係の分掌事務に関する事項（知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎における事務に関する事項に限る。）

5 別表第2「庶務第二課」の「第一係」の項及び「第二係」の項を次のように改める。

第一係	会計課の管理係及び用度係の分掌事務に関する事項
第二係	会計課の経理係の分掌事務に関する事項

## 付 記

この通達は、令和4年10月11日から実施する。

## «「課長補佐の設置について」の一部改正について»

今回の一部改正により、令和4年10月11日から東京地方裁判所事務課に1人目の課長補佐が置かることとなりました。

## ◎「課長補佐の設置について」の一部改正について

（令和4年9月15日最高裁総一第1155号  
高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長  
宛総務局長依命通達）

平成6年7月29日付け最高裁総一第215号総務局長依命通達「課長補佐の設置について」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

## 記

別表「地方裁判所」の「東京」の項を次のように改める。

東京	総務課	2
	警務課	1
	人事課	4
	経理課	1
	出納第一課	1
	出納第二課	1
	出納第三課	1
	用度課	2
	事務課	1

## 付 記

この通達は、令和4年10月11日から実施する。

## 最 高 裁 判 所 通 知

《民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について》

令和4年10月11日から、東京地方裁判所に7人目の民事の訟廷副管理官が置かれる旨の総務局長通知（令和4年9月15日付け最高裁総一第1156号「民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について」）が発出されました。

政

## ◎道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

（令和四年九月一四日公布 政令第三〇三号）

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

令

